

26.12.24

高齢社会課

## 平成26年度社会福祉法人指導監査是正又は改善状況報告書

提出日	平成 26 年 12 月 24 日
法人名	社会福祉法人 中央会
担当 (連絡 先)	前田 将志 (電話 : 0858-85-1681) ( FAX : 0858-85-0011)

指摘事項	是正又は改善状況	改善時期
区分III-3(会計管理の状況) 会計の拠点区分について、現在、貴法人経理規程第5条では二つの拠点区分となっているが、実態は一つの拠点区分で処理されているので整合を図られたい。	当法人の拠点区分は一つであり、当法人の経理規程を改定して整合性を図ります。	平成27年4月1日予定 規定改定に伴う理事会承認後
区分III-3(会計管理の状況) 現在、現金出納帳が整備されていない、利用者から徴収した利用料など法人が收受した金銭を金融機関に預け入れるまでの間については現金出納帳で管理すること。	現金出納帳は制定し活用開始しました  当法人の規程についても会計帳簿の補助簿として小口現金出納帳と現金出納帳の運用について明記するよう改定します。	平成26年12月3日制定  平成27年4月1日予定 理事会承認後
区分III-3(会計管理の状況) 当期末繰越活動増減差額がマイナスとなっており、他の積立金取崩額を加算した額に余剰が生じないにもかかわらず積立金が計上されている。「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成12年2月17日局長通知)にさだめられた社会福祉法人会計基準注解(注20)に従い適正に処理すること。	毎月の積立金は平成26年12月分より停止しました。  今までの積立金残高については平成25年度中に積立てた積立金と平成26年度中に積立てた積立金は理事会の承認を得て平成26年度中に元に戻すこととし、会計基準の適性化に努めます	平成26年12月11日停止  平成27年3月中 理事会承認後
区分III-3(会計管理の状況) 規定外の退職給付引当金が計上されているので改善されたい。	退職金規程の一部改定を行い、実態に沿った運営を図ります。	平成27年4月1日予定 理事会承認後